製粉業界の現状

日本の製粉業界は長年にわたり、国の食糧・農業政策のもと、国民への主要食糧の供給者として重要な役割を果たしてきた。原料小麦は実質的に国の管理下に置かれながら、製品である小麦粉の販売は自由な市場で行われている。その様な製粉業界の現状をまとめると共に、2007 年 4 月以降大きく変更となった輸入小麦の売渡価格決定の仕組みや、国際交渉の動向など製粉業界を取り巻く最近の情勢を概観する。

1. 現在の麦制度について

小麦は、1994 年のガット・ウルグアイラウンド農業交渉の合意を受け、1995 年より関税化され、従来の政府（農水省）による一元的輸入の仕組みから、関税相当量（ＴＥ）を支払えば誰でも輸入できる制度に変更となった。しかしながら、引き続き国家貿易も維持されており、高関税のＴＥを支払って外国から小麦を独自に輸入するケースは限定的で、基本的に製粉企業が使用する輸入小麦は従来同様政府から買入れされている。

一方、国内の麦政策については国内産麦と麦関連産業の発展を図るために、麦の生産から流通・加工にいたる各段階において施策・制度を検証し、必要な見直しを行うこととして、新たな麦政策を構築する議論がなされ、2005 年 11 月に「今後の麦政策のあり方」が策定された。その後、これらの考え方に基づき改正食糧法が 2007 年 4 月に施行となり、輸入小麦の相場連動制やＳＢＳ方式等が導入された。

さらに 2008 年 11 月より、有識者を集めた輸入麦の政府売渡ルール検討会において麦の売却制度について議論され、2009 年 10 月の報告書において以下の提言がなされた。

①価格改定回数は原則年 3 回であるが、当面は年 2 回を継続する。麦価改定は、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにするため、算定期間については、概ね 1 ヶ月程度の価格転嫁の準備期間を考慮して、価格改定月の 2 ヶ月前までの直近 6 ヶ月の平均買付け価格を基準とすることとしている。

②ＳＢＳ方式については拡大していくことが必要であるが、麦産業全体のビジョンを検討し、結論を得られた後、3 年程度の準備期間を経て実施することが適当である。

③2010 年以降、農林水産省の機構改革による組織の見直しがなされる場合、麦の売買に関する業務についても、見直しを行う必要があり、輸入麦の配船を商社が行うこと、輸入麦を本邦に到着後直ちに実需者に売り渡すこと、不測の事態に対応できるように国の計画に従って製粉企業等が備蓄を行う方向で検討する必要がある。

この提言に基づき、2010 年 10 月より輸入小麦について、政府が一定期間保有する備蓄方式を変更し、輸入された小麦を直ちに販売する即時販売方式が導入された。今後は農林水産省で麦産業ビジョンの検討が行われると見られているが、ＳＢＳ方式の方向性等も含めて、今後の方向性は不透明であり、引き続き制度の行方を注視していく必要がある。

1）輸入小麦の相場連動制

2007 年 4 月より輸入小麦は、年間を通じて固定的な価格で売却する標準売渡価格制度が廃止され、過去の一定期間における政府買入価格の平均値に年間固定のマークアップ（売買差額）を加える相場連動制が導入された。それまで国際的な相場変動の直接的な影響を受けにくかった製粉業界にとっては大きな変革となった。その結果、年間固定であった輸入小麦の売渡価格が、毎年 2 回改定されることとなった。

表① 輸入小麦相場連動制の概要

	2007年4月	2007年10月
年間価格改定回数	当面、年２回（４月、１０月）	当面、年２回（４月、１０月）
買付価格算定期間	２００５年１２月～２００６年１１月の１年間	２００６年１２月～２００７年７月の８ヶ月間
価格改定後における変動幅	当面、改定前の価格±５％の範囲内	改定前の価格±１０％の範囲内

	2008年4月	2008年10月
年間価格改定回数	年２回（４月、１０月）	年２回（４月、１０月）
買付価格算定期間	２００７年６月～２００８年１月の８ヶ月間	２００７年１２月～２００８年７月の８ヶ月間
価格改定における変動幅	価格改定ルールに基づき、売渡価格を試算すると、主要５銘柄平均で３８％の上昇となることを踏まえて、２００８年４月期の政府売渡価格は、主要５銘柄で３０％の引上げとする。	価格改定ルールに基づき、売渡価格を試算すると、主要５銘柄平均で２３％の上昇となるが、物価高騰問題も柱とする「安心実現のための緊急総合対策」の一環として引上げ幅の特例的な圧縮を行うこととし、２００８年１０月の政府売渡価格は、主要５銘柄で１０％の引上げとする。

	2009年4月	2009年10月
年間価格改定回数	年２回（４月、１０月）	原則３回、当面年２回
買付価格算定期間	２００８年６月～２００９年１月の８ヶ月間	２００９年３月～２００９年８月の６ヶ月間 直近６ヶ月間（概ね１ヶ月程度の価格転嫁の準備期間を考慮して、価格改定月の２ヶ月前までを対象）

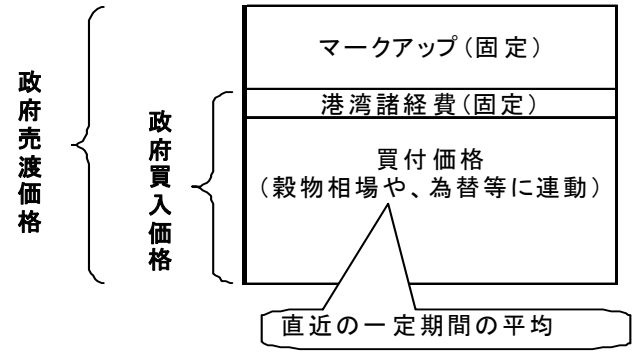
	2010年4月	2010年10月
年間価格改定回数	原則３回、当面年２回	原則３回、当面年２回
買付価格算定期間	２００９年９月～２０１０年２月の６ヶ月間	２０１０年３月～２０１０年８月の６ヶ月間

	2011年4月	2011年10月
年間価格改定回数	原則３回、当面年２回	原則３回、当面年２回
買付価格算定期間	２０１０年９月～２０１１年２月の６ヶ月間	２０１１年３月～２０１１年８月の６ヶ月間

輸入小麦売渡価格の構成

価格の見直しについてはマークアップと港湾諸経費が 1 年間固定、買付価格が年 2 回（当面）改定されている。

表② 輸入小麦売渡価格の構成



輸入小麦売渡価格改定及び小麦粉価格改定

相場連動制導入以降、小麦価格は値上げ・値下げともにあったものの、当社は価格改定に

あたっては、小麦価格の変動額をそのまま小麦粉価格に反映している。

表③ 輸入小麦売渡価格改定の推移

産地銘柄	略号	2009年4月1日		2009年10月16日		2010年4月1日		2010年10月1日		2011年4月1日		2011年10月1日	
		価格（円/t）	改定率（%）	価格（円/t）	改定率（%）	価格（円/t）	改定率（%）	価格（円/t）	改定率（%）	価格（円/t）	改定率（%）	価格（円/t）	改定率（%）
ｱﾒﾘｶ産ｳｪｽﾀﾝ･ﾎﾜｲﾄ	WW	57,880	▲ 13.9	47,460	▲ 18	45,090	▲ 5	－	－	－	－	－	－
ｵｰｽﾄﾗﾘｱ産ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ･ﾎﾜｲﾄ	ASW	64,140	▲ 16.2	46,820	▲ 27	44,480	▲ 5	－	－	－	－	－	－
ｱﾒﾘｶ産ﾊｰﾄﾞ･ﾚｯﾄﾞ･ｳｲﾝﾀｰ	HRW	59,260	▲ 20.6	46,810	▲ 21	44,470	▲ 5	－	－	－	－	－	－
ｶﾅﾀﾞ産ｳｪｽﾀﾝ･ﾚｯﾄﾞ･ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞNo.1	1CW	71,890	▲ 10.6	54,640	▲ 24	50,290	▲ 8	－	－	－	－	－	－
ｱﾒﾘｶ産ﾀｰｸ･ｿｰｻﾝ･ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ	DNS	67,010	▲ 13.5	51,600	▲ 23	49,530	▲ 4	－	－	－	－	－	－
5銘柄平均		64,750	▲ 14.8	49,820	▲ 23	47,160	▲ 5	47,860	1	56,710	18	57,720	2

＊2010年10月改定より、個別銘柄の価格については、政府より公表されていない。

表④ 当社小麦粉価格改定の推移

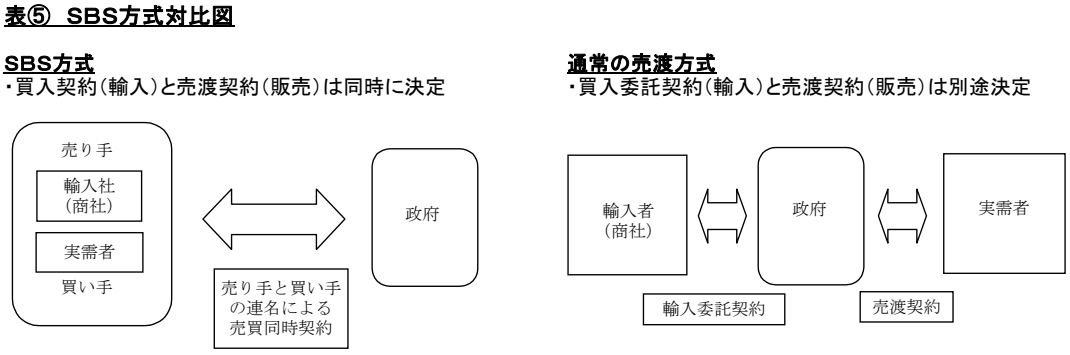
（単位：円/25kg）

種別	2009年5月11日	2009年11月24日	2010年5月10日	2011年1月4日	2011年6月20日	2011年12月20日
強力系小麦粉（主にパン、中華麺用）	▲ 365	▲ 460	▲ 85	20	330	45
薄力系小麦粉（主にケーキ、菓子用）	▲ 235	▲ 145	▲ 55	▲ 10	215	45
中力系小麦粉（主にうどん用）	▲ 235	▲ 145	▲ 55	▲ 10	215	80

2）ＳＢＳ方式

ＳＢＳ方式とは Simultaneous Buy and Sell（売買同時契約）方式であり、商社等の輸入業者と製粉会社等の買受会社が連名で外国産小麦の「政府への売渡」と「政府からの買受」に関する申し込みを行い、価格が決定される。ＳＢＳ方式は、カナダ産デュラム小麦（主にパスタ用）やオーストラリア産プライムハード小麦（主に中華麺用粉）などの消費量が少ない銘柄のみが対象となっており、現時点では業界に及ぼす影響は限定的である。

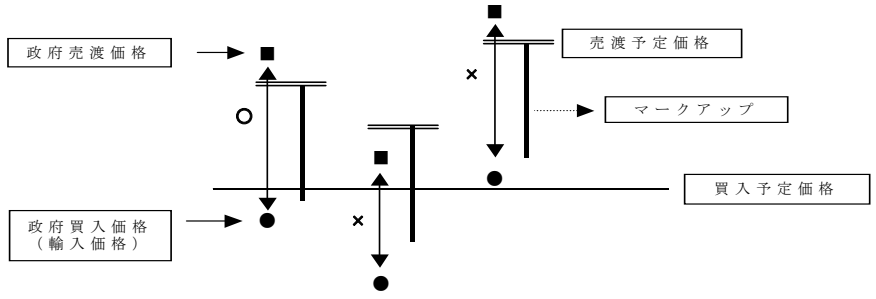
表⑤ SBS方式対比図



（ＳＢＳ方式概念図）

ＳＢＳ方式における入札は、応札者の提示する政府への売渡価格が政府買入予定価格を下回り、かつ政府からの買受提示価格に関して、政府が予定するマークアップ（上乗せコスト）を上回るもので、マークアップの大きいものから順に落札される。

表⑥ ＳＢＳ方式概念図

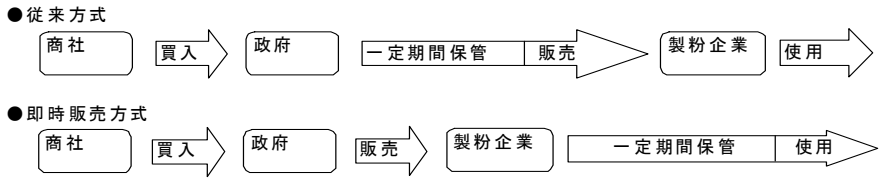


○・・・入札可　　×・・・入札不可

3）即時販売方式

2010 年 10 月から、即時販売方式が導入された。従来は外国産小麦主要５銘柄について、政府は商社に委託して小麦を輸入し、本邦への配船を行い、一定期間（1.8 ヶ月）備蓄保管した後、製粉企業に販売していた。即時販売方式では、従来同様、政府が商社に委託して小麦を輸入するが、本邦への配船は商社が行い、本邦到着後直ちに政府が実需者に販売するが、不測の事態に対応できるように製粉企業等が輸入小麦を備蓄することとした。政府は、従来製粉企業が日常の操業のために保有していた約 0.5 ヶ月分の小麦在庫と、政府が備蓄していた 1.8 ヶ月分の在庫を合わせて 2.3 ヶ月分の在庫保有を条件に、安定供給確保のために政府に代わり民間が備蓄する在庫 1.8 ヶ月分について保管料を助成することとした。そのため本制度導入による、製粉企業の業績に与える影響は基本的に無い。従来方式と大きく異なる点は、配船及び備蓄を行う主体が政府から民間（商社・製粉企業）に変わるという点にある。また、製粉企業等の在庫が増えることにより、輸入小麦の価格改定に伴う小麦粉価格の改定時期が遅れることとなった。

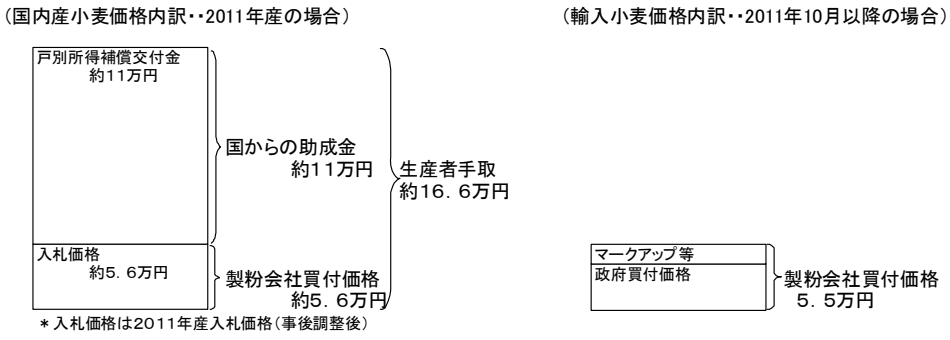
表⑦ 輸入小麦の即時売却方式



4）国内産小麦の売却制度

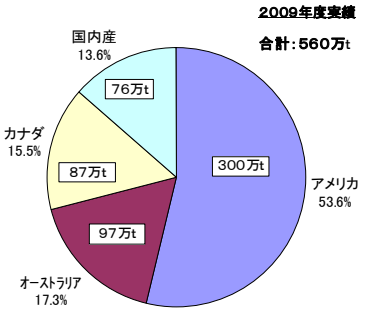
国内産小麦については、1998 年に「新たな麦政策大綱」が決定されたことにより、それまで大半が政府を経由して流通していたものが、2000 年より民間流通に委ねられ、生産者と実需者が直接取引する仕組みとなった。また、2007 年 4 月から、政府は国内産小麦の無制限買い入れを廃止し、100％民間流通に移行することとなった。民間流通への移行に際しては国からの補助金として「麦作経営安定資金」が導入されたが、2007 年 4 月からは「麦作経営安定資金」に代わり「水田・畑作経営所得安定対策」となり麦・大豆・甜菜・澱粉用馬鈴薯については、一定以上の生産規模の「担い手（生産者)」に対して補助金が支払われる仕組みとなった。但し、この仕組みにおいても、生産者は従来と同じレベルで補助金を受取ることができるように配慮されている。尚、補助金の原資は輸入小麦のマークアップが充てられている。また、民主党政権の発足により、2010 年度より米農家を対象とした「戸別所得補償モデル対策」がスタートし、2011 年度より対象作物を麦・大豆などにも拡大した「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されることとなった。戸別所得補償制度においても小麦生産者に対する補助金レベルは大きくは変わらないと見こまれるが、今後の小麦生産に対する影響について注視していく必要がある。

表⑧ 内外麦価格構成



民間流通麦は、通常、価格は契約予定数量の 30%が入札により、残り 70%が相対により決定される。また、民間流通麦は播種前契約が基本となっており、製粉会社は生産者と契約してから実際に国内産小麦を購入・使用するまで約１年の期間が存在するため、その間に輸入小麦の売渡価格が大きく変動した場合、輸入小麦と国内産小麦の価格バランスが崩れる可能性がある。この問題を解消するため、2011 年産小麦より、取引価格の事後調整の仕組みが導入された。事後調整により、国内産小麦の取引価格は、輸入小麦の政府売渡価格の改定（４月、１０月）に合わせて、契約価格に輸入小麦の政府売渡価格の変動率を乗じて改定される。

表⑨ 日本の小麦原産国別構成

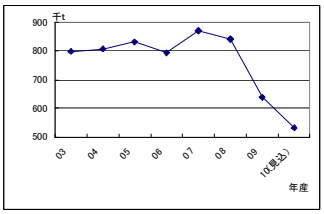


出展：農水省データ

表⑩ 国内産小麦の販売数量の推移

（千トン）

2003年産	799
2004年産	807
2005年産	832
2006年産	794
2007年産	871
2008年産	841
2009年産	639
2010年産	532



出展：農水省データ

2. マークアップの継続的な縮小

相場連動制が導入され、輸入小麦の政府売渡価格は、国際相場そのものである政府買入価格に、国内産小麦の助成金等の原資となるマークアップを加えた価格となった。マークアップの存在は小麦粉調製品や小麦二次加工品の輸入を促すこととなり、また、輸入品の増加は価格面では国内市場の攪乱要因となり、数量面では国内生産を圧迫することとなる。政府としても中・長期的にはマークアップの削減を意図しているが、当社をはじめとする製粉業界は、輸入される小麦粉関連製品に対する競争力確保のために、企業自身の努力とともに、マークアップの継続的な縮小など現行制度の改善を政府に働きかけていく。

表⑪ 小麦粉製品輸入量推移と関税引下げ率

［小麦粉製品輸入量の推移］ （ﾄﾝ）

年	小麦粉調製品	パスタ	その他	合計
2001	126,425	92,675	36,409	255,509
2002	130,848	101,415	38,822	271,085
2003	132,603	107,838	44,228	284,669
2004	136,256	111,527	49,904	297,687
2005	139,800	109,603	50,416	299,819
2006	138,510	109,791	48,074	296,375
2007	117,019	104,411	44,201	265,631
2008	100,161	127,254	34,794	262,209
2009	102,443	116,416	34,809	253,668
2010	106,544	120,653	40,602	267,799
2011/1-8	71,132	95,955	31,294	198,381
前年同期比	101%	114%	120%	110%

＊年度は1－12月

（参考）2011年1-8月 小麦粉製品輸入量その他の内訳 （ﾄﾝ）

ケーキミックス	ビスケット	パン類	即席麺	うどん・素麺	合計
3,382	14,665	5,124	7,841	282	31,294

［ガット合意に基づく小麦粉製品関税引下げ率］

	基準関税		2000年	
小麦粉調製品（しょ糖15%超）	28%	→	23.8%	⇒2001年以降
パスタ	40円/kg	→	30円/kg	⇒継続
ケーキミックス	28%	→	23.8%	⇒継続
ビスケット	34%	→	15%	⇒継続
パン類	15%	→	9%	⇒継続
即席麺	25%	→	21.3%	⇒継続
うどん、素麺	40円/kg	→	34円/kg	⇒継続
小麦粉（TE）	106円/kg	→	90円/kg	⇒継続

＊WTO交渉において新たな合意がなされておらず、2001年4月以降も同関税で推移

［小麦のマークアップ及び関税相当量（TE）について］

	当初設定	2000年	
マークアップ上限	53円/kg	45円/kg	⇒現在
関税相当量（TE）	65円/kg	55円/kg	⇒継続（実際には17円/kg程度）
			⇒継続

3. 製粉企業の合理化への取組み

日本では原料小麦の 90%近くを輸入に頼っている。小麦の輸入は実質的に農水省による一元管理が継続されており、原料調達面での競争が働きにくく、現在でも約 100 社、120 工場程度が存在している。

しかし、厳しい経営環境の下で、製粉業界も工場の閉鎖・集約、人員削減など企業体質の強化、経営合理化を推進してきている。この結果、1985 年から 2009 年までの 24 年間に企業数は 161 社から 96 社に、工場数は 207 から 119 に、製粉工場従業員数は 6,269 名から 3,279 名へと減少し、1 人当たりの年間小麦粉生産量は 706 t から 1,469 t と大幅に生産性が向上している。並行して各企業は、国際競争力の維持強化のため、生産面に留まらず、販売・管理面でも継続的にコスト削減に取り組んでいる。

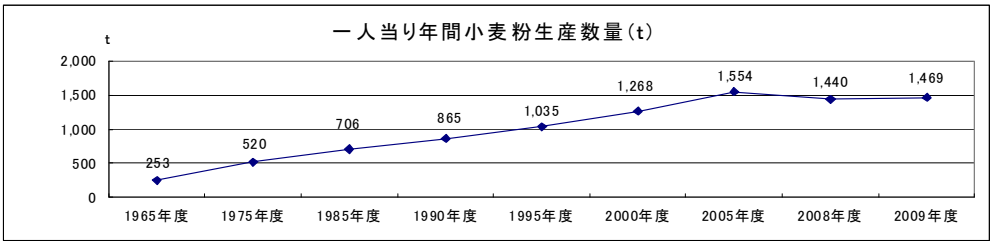
製粉業界では、前述の通り小型製粉企業の廃業が進んだ結果、生産性等の優位性があり、小麦粉の新規需要開拓に努力をしてきた大手企業のシェアは高まりつつある。現在、大手 4 社のマーケットシェアは約 75%となっている。

また、これら大手企業は、製粉事業をコアとする一方で、より付加価値の高いプレミックスやパスタ等食品事業を強化し、更には常温分野だけでなく、冷凍分野、チルド分野など、より幅広く多角化を推進するとともに、海外展開も強化している。相場連動制の導入により、タイムラグがあるものの、半年ごとの原料価格改定により製粉業界も国際的な穀物相場の影響を受けるようになった。今後は海外製品も交えた更なる競争及びコスト変動への適切な対応の重要度が増していくとの考えの下、より一層の合理化への取組みが必要とされている。

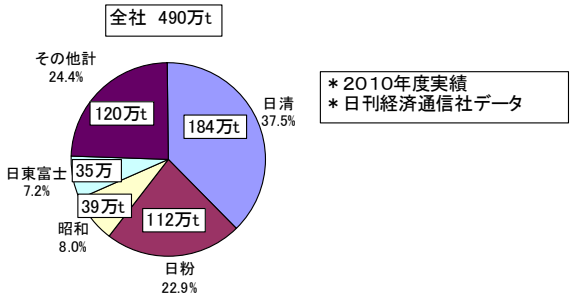
表⑫ 製粉企業動向の推移

	1965年度	1975年度	1985年度	1990年度	1995年度	2000年度	2005年度	2008年度	2009年度
企業数	434	203	161	150	141	124	102	98	96
工場数	480	248	207	193	180	154	125	121	119
製粉能力(千t)	9,342	9,238	9,876	9,945	9,862	9,110	8,465	8,627	8,586
小麦加工数量(千t)	4,227	5,573	6,016	6,109	6,229	6,170	6,041	5,740	5,804
小麦粉生産数量(千t)	2,977	3,996	4,425	4,652	4,947	4,927	4,904	4,725	4,818
従業員数(人)	11,785	7,682	6,269	5,381	4,778	3,887	3,155	3,282	3,279
一人当り小麦粉生産数量(t)	253	520	706	865	1,035	1,268	1,554	1,440	1,469
操業度(%)	45.2	60.3	60.9	61.4	63.2	67.7	71.4	66.5	67.6

＊農水省データー
＊企業数及び工場数は各年度(3月)末の数字である
＊製粉能力は300日稼動とした場合の年間小麦処理能力である
＊従業員数は製粉部門の人数であり役員を除いている



表⑬ 大手製粉4社小麦粉販売シェア



4. 国際貿易交渉の状況

ＷＴＯ農業交渉やＴＰＰを含むＦＴＡ・ＥＰＡ交渉については、その具体的な内容や妥結・発効時期は予測困難であり、交渉の結果、国内の小麦関連政策、製粉業界にどのような影響が及ぶか不透明と言わざるを得ない。しかしながら、製粉業界としてはそのような国際交渉次第では現在の小麦に関する制度が大きく変化するという事態も想定した上で、従前にもましてコスト競争力の強化に取り組んでいくことが必要である。

ＷＴＯ農業交渉ドーハラウンドについては、モダリティ交渉の途中段階であり、合意に向けた交渉は 2008 年 12 月以降停滞したままである。各国とのＦＴＡ（自由貿易協定）・ＥＰＡ（経済連携協定）については、現在発効・署名・大筋合意している 13 ヶ国（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ＡＳＥＡＮ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー)、交渉中の 3 ヶ国（韓国、ＧＣＣ（湾岸協力理事会)、豪州）と対象は広がっている。また、ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）については交渉参加の可否について様々な議論が行われているところである。

これら国際農業交渉において、仮に小麦、小麦関連製品の関税引下げなどが合意された場合は、製粉業界をはじめ国内の食品業界に大きな影響が及ぶことが予想されるとともに、その内容次第では、国内の各産業界が不利な競争を強いられる可能性があるため、引き続き今後の動向に注視し、当局に対して必要な働きかけをしていく必要がある。

以上

記載内容に関する注意事項
当資料に記載されている内容は、種々の前提に基づいたものであり、記載された将来の施策等の実現を確約したり、保障するものではありません。